

公益財団法人愛媛県消防協会会館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の会館の管理に関して必要な事項を定め、会館内の秩序及び安全の保持を図るとともに公務の円滑かつ適正な執務を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会館とは、協会の事務又は事業の用に供する建物及びその従物並びに土地及びその従物をいう。
- (2) 管理員とは、事務室、作業室及びこれらに準ずる場所（以下「事務室等」という。）を所管する事務局次長、主幹及び主任の職にある者をいう。
- (3) 職員とは、協会に勤務する者をいう。

(会館管理責任者)

第3条 会館の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、事務局長をもってあてる。

- 2 前項に規定する管理責任者に事故があるときは、事務局次長がその職務を代行する。
- 3 事務局次長に事故があるときは、主幹、主任又は主事がその職務を代行する。
- 4 管理責任者は、この規則による会館の管理に関する事務の一部を管理員に委任することができる。

(管理員の任務)

第4条 管理員は、第1条の目的を達成するため、第10条及び第13条から第15条までに規定する事項並びにその他事務室等の管理上必要な措置を講ずるとともに災害の防止を図らなければならない。

- 2 管理員は、職員のうちから火元責任者を定め、火災の予防に努めなければならない。
- 3 管理員は、前2項に関して必要な事項を管理責任者に報告しなければならない。

(職員への指示)

第5条 管理責任者又は管理員は、会館の管理上必要があると認めるときは、職員に対し必要な指示をするものとする。

(出入口の開閉)

第6条 会館の出入口の開閉時刻は、次のとおりとする。ただし、愛媛県職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年条例第56号。以下「県条例」という。）第2条第1項に規定する日及び県条例第11条第3項前段に規定する週休日を除くものとする。

- (1) 開館時刻 午前8時30分
- (2) 閉館時刻 午後5時15分

2 管理責任者は、前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、当該開閉時刻を変更することができる。

(閉館後の立入)

第7条 管理責任者は、前条第1項第2号に規定する閉館時刻後に会館内に立ち入ろうとする者に対して必要があると認めるときは、入退館者名簿(様式第1号)に必要事項を記入させることができる。

(駐車場の賃貸)

第8条 管理責任者は、公益財団法人愛媛県消防協会定款(以下「定款」という。)第4条第1項第11号に規定する事業として、会館の管理上支障がないと認めるときは、公益財団法人愛媛県消防協会会長(以下「会長」という。)の許可を得て会館敷地内の一部を駐車場として賃貸することができる。

2 前項に規定する駐車場の賃貸料金については、会長が別に定める。

(退館後の戸締)

第9条 職員は、第6条第1項第2号に規定する閉館時刻以後、その所管する事務室等の火気に注意するとともに出入口及び窓を完全に閉鎖して盗難の予防に努めなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第10条 何人も会館において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理責任者が、特にその行為が管理上支障がないと認め許可したときは、この限りでない。

- (1) 協会の事務又は事業に関係のない物品の販売、宣伝、保険等の勧誘その他これらに類する行為
- (2) 協会の事務又は事業に関係のない広告物を配布し、又は掲示する行為
- (3) テント等の施設を設置する行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会館本来の使用目的を阻害するおそれのある行為
(許可申請)

第11条 前条ただし書きの規定により管理責任者の許可を受けようとする者は、会館使用許可申請書(様式第2号)2部を管理責任者に提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により申請書の提出があつた場合において、会館の管理上支障がないと認めるときは申請書を受領し、申請書の1部に許可印(会長印)を押印したものを交付することにより、許可に替えるものとする。

(許可条件、取消等)

第12条 管理責任者は、前条第2項により許可した場合において、必要があると認めるときは条件を付し、又は使用者の守るべき事項を指示することができる。

2 前項の条件又は指示に違反した者に対しては、違反事項の是正を命じ、又は許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による違反事項の是正又は許可の取消しによって使用者が被った損害について、協会は責を負わない。

(立入の制限等)

第13条 管理責任者は、会館の管理上必要があると認めるときは、会館に立入ることができる人数、立入時間若しくは行動の場所を制限又は禁止し、その他必要な措置を講ずることができる。

(退去命令等)

第14条 管理責任者は、会館において次の各号のいずれかに該当すると認められる者(第10条ただし書きの規定により許可を受けた者の行為を含む。)に対して、会館の管理上必要があるときは、その行為を禁止し、又は会館から直ちに退去することを命ずるものとする。

- (1) この規則に違反する行為をしている者
- (2) 危険物を会館に持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (3) 粗暴な行為若しくは精神錯乱又は泥酔等により他人に迷惑を及ぼし、又は会館の施設等を破棄し、損傷し、汚損し、又はこれらの行為をしようとする者
- (4) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをする者
- (5) 職員に面会を強要する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に支障を来すような行為をし、又はしようとする者

(物件の除去)

第15条 この規則又はこれらに基づいた命令に違反して会館に物件を持ち込んだ者(第10条ただし書きの規定により許可を受けた者の行為を含む。)がある場合、管理責任者は、当該物件の所有者又は占有者に対し、直ちにその物件の撤去又は会館外に搬出することを命ずることができる。

- 2 前項の物件の所有者又は占有者がその物件を撤去若しくは搬出しないとき、又は当該物件の所有者又は占有者が判明しないときは、管理責任者がこれを撤去し、又は搬出することができる。

(損害の賠償)

第16条 故意又は重大な過失により会館を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(盗難の届出)

第17条 事務室等において盗難があったときは、当該管理員は直ちに盗難届(様式第3号)により、管理責任者に届け出なければならない。

(その他)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県消防協会会館管理規則は、廃止する。